

動物愛護管理法改正見直し案「動物との共生を考える連絡会」

1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」を「動物の福祉及び管理に関する法律」に変更
2. 基本原則の「動物が命あるものである」を「動物は感覚のある生命体である」に変更（第2条）
3. 動物の所有者又は占有者の責務の追加（第7条）
 - ・ 責務に「動物の福祉を保障する責務」（5つの自由に基づいた飼養基準書を作成する）を追加し、指導・勧告・命令、罰則の適用の強化
 - ・ 販売動物・譲渡動物へのマイクロチップによる所有者明示の義務化
4. 動物愛護担当職員の設置義務と権限の強化（虐待・ネグレクトの疑いがある時の立ち入り権の付与）
5. 動物取扱業の規制強化
 - ・ 第一種動物取扱業を登録制から許可制に
 - ・ 第一種・第二種共に、最低限年1回の都道府県の査察による基準の遵守及び所有者・占有者の責務の遵守の確認。必要に応じて指導・改善、またはそれ以上の手続の実践
 - ・ 移動販売・露天販売の禁止
 - ・ ペットオークションの見直し
 - ・ 動物取扱業の業種拡大（実験動物の繁殖・販売、補助犬の繁殖・訓練施設、動物輸送業者、動物関連職養成学校）
 - ・ 業者に健全な繁殖基準の設定
 - ・ 貸し出し動物の福祉の基準制定
 - ・ 営業不能時のための業界供託金制度の設定
6. 実験動物の福祉の強化 ※ヒューマン・サイエンス・インターナショナル（HSI）との共同案
 - ・ 実験動物施設の登録制
 - ・ 記録保管と情報開示、第三者による立ち入り調査の実施
 - ・ 代替法利用の義務化と開発・普及
 - ・ 実験動物の苦痛、長期的な害を最小限にすることの義務化
 - ・ 専門職教育以外の生体解剖の禁止
7. 展示動物の5つの自由に基づいた、種の生理・生体・習性にあった飼養管理の義務化
8. 産業動物の5つの自由に基づいた、種の生理・生体・習性にあった飼養管理の義務化
9. 愛護動物を脊椎動物と定義する
10. 禁止事項の追加
 - ・ 裁判所による飼養禁止命令及び所有者からの動物の緊急保護命令
 - ・ 愛護動物をみだりに殺したり、傷つけた者は3年以下の懲役
 - ・ 虐待の定義の追加（適切な食事、水を与えず不健康にする、心身にストレスをかけストレス行動を出現させる、動物を囚にする、過酷な輸送によって苦痛を与える、動物種にとって不快な生活環境や生理・生体・習性・を無視した環境に置く、等）
 - ・ 動物と動物、人と動物を闘わせることの禁止
 - ・ 動物を景品・ゲームの対象・集客手段にすることの禁止
 - ・ 獣医療上・行動上不必要な断耳、断尾、抜爪の禁止

動物との共生を考える連絡会について

1997年「動物との法律を考える連絡会」として設立し、2000年に「動物との共生を考える連絡会」に改称。「人と動物が共に幸せに暮らせる社会づくりを目指す」という趣旨に賛同した団体・法人・個人の連合体であり、「動物の愛護および管理に関する法律」を国民に周知し、同時にこの法律をより良いものに改正するために、管轄官庁や行政自治体、国会議員などへのロビー活動などを行う連合体です。

幹事団体

(公財) 日本動物愛護協会

(公社) 日本動物福祉協会

(一社) 家庭動物愛護協会

NPO 自然と動物を考える市民会議

日本捨猫会

ペット研究会「互」

動物との共存を考える会

学校法人 ヤマザキ学園

学校法人 国際総合学園 国際ペットワールド専門学校

ウェブサイト - <http://www.dokyoren.com/>

ヒューメイン・ソサイエティー・インターナショナル(HSI)について

HSI 及びそのパートナー団体は、世界最大級の動物保護団体であり、約 20 年にわたり、科学、アドボカシー、教育及び実践プログラムを通して、世界中のあらゆる動物の保護に取り組んできました。コンパニオン・アニマルや野生動物以外に、実験動物や産業動物の福祉の向上にも取り組んでいる数少ない動物保護関連の国際 NGO です。現在はオーストラリア、ベルギー(EU 事務局)、カナダ、コスタリカ(中南米事務局) インド、南アフリカ、イギリス、ベトナム及びアメリカ(HSUS)に事務局があります。

2015年に法改正に向けて日本の実験施設における実験動物の境遇改善のため、「動物との共生を考える連絡会」と協力体制を整えました。

ウェブサイト - hsi.org/endanimaltesting (英文のみ)